

平成30年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

---

平成30年3月5日（月曜日）

---

議事日程第2号

平成30年3月5日（月曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

---

出席議員（28人）

1番 高橋幸晴	2番 小笠原昌作	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小山緑郎
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番 古谷武美	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	20番 橋本五郎	21番 渡邊秀俊
22番 佐藤清吉	23番 金谷道男	24番 大山利吉
25番 鎌田 正	26番 高橋敏英	27番 橋村 誠
28番 茂木 隆		

---

欠席議員（0人）

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
教 育 長	吉川正一	代表監査委員	福原堅悦
総務部長	今野功成	企画部長	五十嵐秀美

市民部長	佐川浩資	健康福祉部長	逸見博幸
農林部長	福田浩	経済産業部長	小野地洋
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
上下水道部長	高階仁	病院事務長	富樫公誠
教育指導部長	伊藤雅己	生涯学習部長	安達成年
総務課長	福原勝人		

---

議会事務局職員出席者

局長	伊藤義之	参事	堀江孝明
主幹	齋藤孝文	主幹	富樫康隆
主席主査	佐藤和人		

---

午前10時00分開議

○議長（茂木 隆） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

---

○議長（茂木 隆） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長（茂木 隆） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。最初に、21番渡邊秀俊君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、21番。

【21番 渡邊秀俊議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○21番（渡邊秀俊） おはようございます。一般質問を行います。よろしく申し上げます。

はじめに、定員適正化計画について質問いたします。

大仙市が誕生してから早いもので13年が経ちました。職員の意識にも一体感が見られ、秋田県を大仙市から変えていく、市民の幸せのため、明日の大仙をどうあるべきか考える、そういう気概が感じられるようになり、我々も大変頼もしい限りであります。

ただ反面、組織が大きくなり、成熟するにつれて、与えられた仕事をこなすことが主流になり、より心豊かな社会を目指す変化を起こす行動が少なくなるのが組織の常であります。

前例を踏襲する方が楽であり、批判もありません。ここにきて誕生当初の改善・改革・見直しの気運が薄れがちであります。パワハラ、セクハラの言葉が常態化し、それに過剰反応し、上司が部下をしっかりと管理・監督・指導する自信をなくしているのが懸念されます。監査委員に指摘されているにもかかわらず、通帳管理をその後も職員が行っていたことや、業務の引き継ぎの甘さから、現場との連絡不足により事件・事故等が発生したことは大変残念であります。

市民から大変要望のある交通安全施設が当初予算に盛り込まれているにもかかわらず、雪の降る前にやっと整備されたり、「この事業を実施する目的は。」との問いに、「今までずっとやってきたことだから。」というような答えが返ってくることもあります。

予算の執行にあたっては、市民の幸せのためには、いつどのように使ったら最適であるかを考慮して行ってもらいたいし、我々議会としても予算をつけた・ついただけではなく、予算の執行にももう少し目を向けてまいりたいと思います。

前段が長くなりましたが、質問であります。

職員の定員適正化計画により、平成14年には1,467人あった定員を平成30年には850人にする計画でありました。これが平成30年、本年には達成できる見込みと伺っております。ただ、数年前から始まった定年退職者向けの再任用制度により、現在49人程が業務に従事している現状から、これを加えると899人、900人程になります。そして現場では、この再任用職員49人の補完によって日常業務が保たれているのが現状ではないかと思われまます。

人口が段々少なくなることから、それに見合っの公務員の数も減少していく、これは仕方のないことかもしれません。ただ、この先、我々住民の年齢構成が全体の平均年齢が一つずつ毎年のように増えていくことが予想されることから、高齢社会の行政に対する要望は今までよりもますます多様化、複雑化していくと予想され、それに対応するマンパワーが必要とされます。3年後の2021年度からは公務員の定年が引き上げられ、15年後の2033年度からは65歳の定年になる中、これからの大仙市の定員の適正化についてどのような考えなのか伺います。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 渡邊秀俊議員の質問にお答え申し上げます。

質問の定員適正化計画についてであります。市におきましては、合併後、二次にわたる計画に基づき、組織機構や事務事業の見直し、人材育成の充実・強化、計画的な職員採用、介護保険施設・保育所・幼稚園の社会福祉法人化、民間活力の活用、再任用職員の活用などにより定員の適正化を推進し、平成30年4月の目標数値である850人は達成できる見込みであります。

しかしながら、住民ニーズの多様化・高度化などによる公共サービスの拡大、災害などの突発的な事態への対応、社会経済情勢の変化に対応した新たな行政需要により業務量が増加する傾向にあり、随時、事務事業の見直しを行っているものの、現在の組織体制に対する職員数としては、厳しい状況であると認識しております。

そうした中、昨年12月に政府は、国家公務員、地方公務員の定年を平成33年度から3年ごとに1歳ずつ延長し、平成45年度に65歳とする検討に入ったと報道されております。

一方、先月、総務省からの通知では、国家公務員の定年の引き上げについて、昨年6月の閣議決定を受け、関係省庁の局長級で構成される検討会において、先月、論点が整理され、人事院に対して検討が要請されたところであり、また、地方公務員の定年引き上げについても、国家公務員に関する具体的な制度設計を踏まえ検討される予定であります。

論点整理では、一定の準備期間を置いた上で段階的に引き上げ、引き上げの過程においては、職員定数にカウントされるフルタイム再任用の一層の活用などが示されておりますが、準備期間や段階的に引き上げる実施時期などのスケジュールが明確に示されていない状況であります。

今後は、本市における新たな行政需要などに対し、組織機構や事務事業の見直しと併せ、再任用職員の積極的な活用を行いながら定員管理を行うとともに、定年引き上げなどの地方公務員に係る制度設計が明らかになった段階で次期定員適正化計画を策定してまいりたいと考えております。

今後策定する計画につきましては、定員を減らす計画にはならないものと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、21番。

○21番（渡邊秀俊） 65歳定年が確立される15年後は、ここにおけるほぼみんなが高齢者でありますので、そのときに行政に対する不満よりも、感謝の声が大きくなるように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○21番（渡邊秀俊） 二つ目は、空き家対策の推進についてであります。

2015年、平成27年に国による空き家対策特別措置法が施行されました。大仙市では、それより前の平成24年に全国に先駆けて空き家等の適正管理に関する条例を制定し、国の法制度の参考になったことは記憶に新しいところであります。

条例の制定により、平成23年に1,415戸の空き家が5年後の平成28年には1,098戸と300戸強を解消し、住民の生活の安心に大きく寄与することができました。ここに至るまでの関係者のご労苦に敬意を表します。

ただ、残っている1千戸程、そして高齢化の進展により、今後も増え続けるであろう老朽化した空き家の取り扱いについては、解体費用の助成を提示しても、なかなかこれまでのように進展がないだろうと予想されます。経済的に困窮し、解体費用が捻出できない場合、あるいは土地に対する資産価値が低下し、両親の生家と家計を異にする県外に住む相続人である子どもたちが家屋・宅地の処分に関心がなく、どうにでもしてくれというような場合、あるいは建物を解体し更地にすれば固定資産税が高くなる懸念から手をつけないケース、相続は義務であっても相続登記は義務ではないことから、資産価値が低くなったことが関心が薄れ、名義変更の手続きを行われず、相続登記の複雑化から所有権の確定に時間がかかることから、面倒でそのまま放置しているケースなどなどから放置され荒れ果てた、あるいは荒れつつある土地・建物をどうにかできないかという声が周辺住民のみならず、周りに迷惑をかけたくないという思いから、土地の所有者である、建物の所有者である当事者からの声が寄せられるようになってきております。

資産の取得、売却、寄附行為は、議会の同意を要する案件であり、民事に絡むことでありますから、処理に要する時間、費用については、慎重を要する案件でもあります。道路用地や公共用地の隣接地、あるいは家屋の密集地であれば、冬場の雪捨て場に利用

する、そういったことも期待できます。大変難しいこととは思いますが、相続手続に要する費用、解体整地に要する費用等を、残された土地の大仙市への物納で相殺できるような一步進んだ方策を講ずることができないものか伺います。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の空き家対策の進展についてお答え申し上げます。

大仙市では平成23年12月に「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定して以来、3件の行政代執行による解体をはじめ、危険な空き家の所有者等に対して適正な管理や解体を求めるとともに、所有者等が解体を行う場合は、解体費の一部を助成できる仕組みを構築し、危険な空き家の早期解体の促進に努めてまいりました。

一方、活用可能な空き家につきましては、「空き家バンク制度」による情報提供を行い、利活用の推進を図っております。その結果、議員ご指摘のとおり、平成28年度末では、空き家件数は1,098件まで減少しておりますが、空き家の中には解体費の捻出が困難であるケースのほか、死亡した所有者等に相続人がいないもの、または相続人がいたとしても、その相続人全てが相続放棄をしたことにより所有者等が不在となっているなど、解体が進まないケースもあります。

現在、空き家の件数は横ばい傾向にあり、所有者等の責任による解体待ちでは増加も予想されることから、市といたしましても一步踏み込んだ次なる空き家対策の必要性を、議員同様に喫緊の課題として捉えております。

空き家の解体が進まない要因の一つとして、解体後の土地に係る固定資産税が大きく上昇するのではないかと懸念があります。住宅用宅地に課税される固定資産税は、200㎡までは課税標準額の6分の1、200㎡を超える部分には3分の1が課税されております。住宅を取り壊すことによって、この6分の1及び3分の1の課税の特例措置がなくなることから、課税額が上昇することになりますが、住宅を取り壊すことによって、これまでの住宅用土地は、住宅用地以外の土地となり、固定資産税は評価額の70%となることから、翌年度の固定資産税は200㎡までの場合は4.2倍となります。広く一般に言われている6倍という数値よりは、低い課税額となるものであり、加えて家屋の評価額がゼロになることから、固定資産税の上昇は、さらに抑えられることとなります。

これまで申し上げた内容に関し、大仙市役所周辺の築50年の40坪の木造住宅で試

算いたしますと、空き家解体後の固定資産税は、解体前の1.76倍という試算結果となります。また、土地の評価額が低い地域にあっては、課税額はさらに低くなり、解体前と変わらない額となる場合もあることから、固定資産税が高くなることを理由に解体を躊躇されている方々に対しては、これらの情報をしっかりと提供させていただくことで、空き家解体が進む足がかりとなるのではないかと考えております。

さらに、固定資産税の上昇を理由とする空き家解体を控えている方々に対しては、今後の検討課題ではありますが、市独自で解体前より上昇する固定資産税額相当分を一定期間分補助をするなどの制度を構築し、空き家解体を促すことなども有効な施策ではないかと考えております。

一方で、建築後間もない住宅等に関しては、空き家の有効活用策として、資産価値を高め、販売や賃貸等に結びつくよう、現在市で実施している住宅リフォーム支援事業を拡充し、現在居住していない住宅についても補助の対象に含め、資産価値の向上とあわせ、周辺に与える環境の悪化を防ぐことも一つの方法ではないかと考えております。

議員ご提案の市へ土地建物をご寄付いただき、解体後の土地を市が活用するという考え方も大変有効な方法であると捉えておりますが、一方で行政目的としての利用が見込めない物件については、維持管理経費が発生することなどから、現在寄附の受け入れについては状況に応じて判断しているところであります。

いずれにいたしましても空き家問題については、解決に向けて多くの困難な課題がありますが、様々な角度から空き家解消に向けて取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、引き続き新たな空き家対策について調査・研究をしてまいりたいと考えております。

**【老松市長 降壇】**

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、21番。

○21番（渡邊秀俊） 市役所周辺の固定資産税がある程度高くなるというような話がありますが、ほとんどの土地は更地にしても上がらないんです。とりわけ土地の価値が、田舎の住宅密集地以外はほとんど下がっている関係から、固定資産税の心配はしなくても、よほどの場所でない限り、いいのではないかなと思いますし、市長の答弁にあった状況に応じて物納に対応していくというのをできるだけ拡大解釈して件数を減ら

していつてもらいたいと思います。

それから、テレビ等で宣伝しておりますけども、まだ資産価値のある都会では、土地建物を担保にしてお金を借りて人生を有意義に過ごし、亡くなったときはこの土地建物を償還金の代わりに償還するというので金融商品も見られるようになりました。物納で費用を相殺するというのは大変困難かと思っておりますけれども、このままではなかなか1千戸の解消については難しいのかなと思っております。市の居住環境が若者にとって魅力あるものになりますよう、さらなる努力をお願いして質問を終わります。

○議長（茂木 隆） これにて21番渡邊秀俊君の質問を終わります。

【21番 渡邊秀俊議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、7番石塚柏君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、7番。

【7番 石塚柏議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（石塚 柏） それでは、質問をさせていただきます。だいせんの会の石塚柏でございます。通告に従い、早速質問に入ります。

大仙市の人口が減っていくということで都市計画、コンパクトシティということで、市を小さく、まちを小さくという計画、そして公共下水道の計画の範囲を狭めるというような見直しが始まりました。しかも、財政の健全化は道半ばであります。

そこで、税収をどうやって予測していくのかというのが今回のテーマでございます。

まず最初に、平成30年の予算は、苦しい予算編成であることが伺えますが、その主な原因は何であったのか、お尋ねをいたします。

予算書をざっと見ますと、歳入の面では、ここ数年伸びていた市税が8,000万円ほどマイナスで、地方交付税が過去3年のうちでも最も大きい11億3,000万円の落ち込みであったことが挙げられます。その歳入の不足を賄うために財政調整基金、減債基金、その他の基金、12億円を取り崩し、反対に基金の積み立ては6,000万円しかできないというやりくりとなっております。こうして大仙市の財政健全化方針である市債を公債費の8割に抑え、11億円の市債の残高を減らすということをかろうじてできた予算の編成ではないかと思っております。

そこで、これは単年度の一時的な編成の問題なのか、あるいは人口の減少、合併の算

定替による原因によって生じたことなのか、その原因は、何であったのかお尋ねをいたします。

次に、大仙市では、今後20年間で人口が30%減少すると予測されております。8万人から5万人ということであります。これにより各種の計画の見直しに着手されておりますが、人口の減少で地方交付税ほどの程度影響を受けるのでしょうか、お尋ねをいたします。

ご案内のとおり地方交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて財源不足を算定し、それが国からの交付金となっているわけであります。この算式の中で住民の人口で金額を導いている計算が数多くあります。特に基準財政需要額では、人口で算出するものが多く見受けられます。そのほかは教職員数、道路の延長、面積、世帯数など、全体の基準需要額を算定しております。これは人口以外の項目が数値化できることができますから、算定することが、全体がですね、算定することが可能のように見えます。

一方、基準財政収入額の算定の方は、一般財源別、目的財源別に算定するわけですが、これも事業所数、世帯数、人口、これに影響を受けるわけでございますから、これも算定が可能なのではないかというふうに思っております。

大仙市の人口の減少が税収に与える影響について、今後、調査・検討をしていくお考えはおありか、お尋ねをいたします。

次に、先頃秋田県は、5年間の中期財政見通しを発表しました。平成30年度の県の予算総額は5,803億円ですが、5年後の平成35年度は5,639億円で2.8%の縮小の見通しです。社会保障費は、平成30年度には728億円ですが、これが777億円になり、49億円の逆に増額になるとの試算です。社会保障費の伸び率は6.7%です。そこでお尋ねですが、大仙市では今後3カ年の中期財政見通しを試算し、議会に報告をしていただくことはお願いできないかと考えておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 石塚柏議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の財政についてでございます。

はじめに、平成30年度の当初予算編成につきましては、編成当初から歳入の普通交

付税における合併特例措置額の段階的な縮減が要因となり、これまで以上に大幅な一般財源の不足が見込まれたところでございます。こうしたことから厳しい予算編成となったものであります。

このため、歳出における全ての事務事業につきまして、必要性などを精査しながら一般財源の抑制を図り、身の丈に合った予算現模になるように努めたところでございます。

その一方で市民の皆様の暮らしにとって必要不可欠な事業や地域全体の活性化に資する事業を進めるため、一般財源の確保に財政調整基金を取り崩しての予算編成となったところでございます。厳しい状況の中でも適切な市民サービスの確保を図り、将来に夢と希望を持てるまちづくりを目指して予算を編成したところでございます。

今後も市民サービスの向上と財政基盤の維持を図りながら、機動的で実効性のある予算を組み立ててまいります。

平成31年度以降の予算編成におきましても、同様の財源不足が続くと見込まれておりますので、30年度早々から事務事業の点検を行い、歳入の減少に見合った歳出構造への転換を図るよう、これまで以上に踏み込んだ事業の見直しに努めてまいりたいと考えております。

次に、20年後の人口減少を見据えた地方交付税への影響についてでございます。

今後の地方交付税の動向につきましては、制度改正や経済情勢などによって大きく変わってまいります。交付税の算定については人口をもとに算定している項目が多岐にわたっております。今後予想される人口減少の影響につきましては、交付税の減少にかなり大きく影響するものというふうに見込んでおります。

前回の国勢調査が27年に行われました。その後5年後に国勢調査が行われます。仮にこの国勢調査時に人口が5千人減少している場合の想定される交付税への影響額については、現在、6億円というふうに試算してございます。ただ、それが20年後、すなわちそれがそのまま4倍できるかというそういうわけではございません。これは議員もご承知のとおり、交付税にはそれぞれ費目、それから段階補正、それから密度補正というふうなきめ細かな補正計数が毎年変わっておりますので、影響額につきましては、現在お話したとおりの影響額になっているところであります。

なお、地方における財源確保につきましては、今後、国全体として地方税収や地方交付税などの一般財源の総額の中で議論されることとなります。これまでのように、国と地方で基調を合わせた歳出改革、効率化を進めていくとの基本的な考えが踏襲されてお

ります。そうしますと、地方交付税をはじめとする一般財源につきまして大きな伸びは期待できないものというふうに考えております。

当市においては、財政基盤の強化と財源不足にならないように、予算の規模を徐々に縮小していく必要があるものと考えております。

次に、人口減少が市の税収全体に与える影響でございます。

平成30年度の市税の当初予算額は77億2,840万円と見込んでございます。このうち市民税が約32億2,500万円、その構成費は41.7%でございます。また、固定資産税が約36億5,700万円で、その構成費は47.3%となっております。この二つの税目で市税全体の89%の税収となっているものでございます。

今後は、就労者の数の減少に伴う市民税の減少、また、家屋の数の減少や地価の下落などによります固定資産税の減収が見込まれます。自主財源であります市税全体に影響を与えるなど、交付税の算定における基準財政収入額にもつながることから、この市税の減収見込額の推計は大変重要なことであると捉えておるものであります。

次に、中期の財政見通しについてであります。国では平成30年度までは「経済財政運営と改革の基本方針2015」によりまして、基本的に「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を、平成27年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準を確保していく」ということで地方財政対策を示してきたところでございます。

平成31年度以降からは、今後策定される新たな基本方針によりまして財政健全化の道筋を国がどのように描いていくのか、これによって大きな影響を受けるものと考えております。特に当市の歳入一般財源の大半を占める交付税、あるいは譲与税等につきましては、年度によりその制度設計が大きく変更することも想定しなければなりません。地方創生の動きなども勘案すると、国の動向を捕捉しての財政フレームはなかなか難しいものと捉えておりますが、引き続き、国が発信する情報に留意をしつつ、平成32年度からは後期実施計画の策定があります。このため31年度には、これまでの財政推計の見直しを行って、議会の皆様にお示ししてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、7番。

○7番（石塚 柏） ご答弁ありがとうございました。

これはお願いであります。基準財政収入額、基準財政需要額、国庫支出金、県支出金の内容、それぞれのおそらく内容に総括表的なものがあると思います。これを知らせていただきたいと。年度ごとに連続してザーッと並べて傾向を見たいというふうに考えていますので、是非後程ご提示願えれば大変ありがたいということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 質問にお答え申し上げます。

ただいま議員からご提案のありました事柄につきましては、後程ペーパーで提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（茂木 隆） 再々質問はありませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（石塚 柏） 次の質問に移ります。昨年の11月末に、J A秋田おぼこの累積赤字が55億に上がることが発表されて以来、この赤字問題について連日のように報道が続いております。組合員の不安はもちろんのこと、地域の経済に与える影響の大きさ、人口減の歯止めとしての農業の役割を考えると、農家でない者にとっても無関心でいられない重要な関心事であります。

県は、2月6日にJ A秋田おぼこが立ち上げた調査委員会の報告が不十分として、県が推薦する第三者を入れた調査委員会を再度立ち上げさせました。この第三者委員会の調査で、発生原因とその因果関係、赤字処理の方法、再発防止策、役職員の責任と処分、経営改善策を3月20日までに県に報告することを求められております。これは、J A秋田おぼこの再建計画、あるいは再生計画の骨子になるものだと思います。

まず、2点お尋ねします。

我が国における農業協同組合は、明治33年の産業組合法に準拠した産業組合として制度的な歩みを開始したようです。戦後は、食糧危機に対応して増産の施策を国が農協を通して展開し、国民の生命を守ったという歴史があります。私にとっては、小学生の時に重篤な病気にかかり、農協が中心になって設立した組合病院にかかって、今でも「ああこれが病院なんだ」という驚きの記憶がはっきりと残っております。そこで、農協が地域に果たした貢献の内容はいかなるものか、お尋ねをいたします。

また、大仙市が策定した第3次大仙市農業振興計画は、項目によってはJ A秋田おばこの目標値をそのまま取り入れているほど、J A秋田おばこは密接な関係です。そこで質問ですが、直近に大仙市政とJ A秋田おばこが、互いに関わり合っている事業の内容はいかなるものなのかお尋ねをいたします。

最後になりますが、J A秋田おばこの遊休不動産を買ってほしいとか、自己資本比率を改善するために一時的に出資を検討すべきなどとは申しません。大仙市政がJ A秋田おばこの再生に貢献することは可能か、あるとすればその内容はどのようなものかお尋ねをしたいと思います。

ただ、一旦、再生計画が県と農水省から了承をいただき、農林中金からの支援をもらうとすれば、再生計画は必達の目標になります。農林中金は、この第3者委員会にも入っておりますし、J A秋田おばこには70億700万円の出資をしております。ですから自己資本率の改善には、農林中金がその役割を果たす可能性が高いと思います。全国の要改善命令を受けたJ Aを見ますと、農林中金の果たす役割は大変大きいわけでありましてけれども、2カ年連続して赤字が連続すれば、さらに厳しい改善命令が出しております。

J A秋田おばこの執行部は、累積赤字の解消をするために、平成30年度以降に今まで独自に加算していた奨励金を減らして利益に当てたいと説明をしております。これでは組合員が集荷業者に切り替えることが懸念されます。さらに、平成30年度の米の作付面積は、大仙市が県内で一番減少しております。これらを考えると、米の収支を黒字化することは簡単にいきません。平成29年度の決算は当然赤字であります。平成30年度は赤字にするわけにはいかないのであります。再建は時間との戦いと言われます。大仙市の早急な意思表示をお願いするところであります。

ここでJ A秋田おばこの黒字化に少しでも役に立つことを考えてみました。内容は、以下に述べるところでありますので、よろしくご検討をお願いいたします。

一つ目に、J A秋田おばこは、大仙市、仙北市、美郷町の組合員で構成されております。J A秋田おばこの再生計画を支援する協議会を、二市一町で組織するお考えはないものか提案をいたします。もちろん二市一町が掲げている農業振興計画の着実な実行と、できることは前倒しに執行していただくことの検討をお願いすることです。

二つ目に、この度の累積赤字の原因の一つとなった会計処理の手計算を、電算システムに切り替える導入費の支援の検討です。私は、このJ A秋田おばこが月次決算ができ

ないようであれば、おそらくこの後も黒字化ということには相当苦勞すると思います。  
是非このことは検討をお願いしたい項目であります。

三つ目に、仙北で生産したお米を「おぼこ米」としてブランド化するための販促費の補助の検討です。

四つ目として、J A秋田おぼこの赤字に指導事業の9, 000万円の負担があります。大仙市政の性格に矛盾しない経費の補助の検討です。

以上、よろしくご検討をいただくことをお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問のJ A秋田おぼこの再建に対する大仙市政の役割についてお答え申し上げます。

はじめに、J A秋田おぼこが地域社会に貢献してきた内容につきましては、J A秋田おぼこは、平成10年4月の発足以来、農業分野はもとより、生活、信用・共済、介護福祉といった市民生活全般にかかわる事業を幅広く展開しております。1月末時点におけるJ A秋田おぼこの概況につきましては、組合員総数が2万9, 841人、うち大仙市の組合員数1万8, 667人で、これは1月末住基人口の22. 5%となっております。出資金は81億7, 700万円となっているほか、信用事業概況として、貯金額が1, 331億9, 300万円、貸出金が406億7, 800万円となっております。

J A秋田おぼこの主たる業務である農業関連の事業としては、作物の栽培・技術指導など、組合員と一体となって営農活動を行う営農指導事業、肥料や農業などの農業資材のほか、食料品や衣料などの生活用品等を提供する購買事業、営農活動に欠かせない農業機械の販売・修理・整備を行う農業機械事業、農畜産物の集荷・品質調整・出荷まで一元化することで有利販売につなげる販売事業を行っております。

このうち、今回問題となった米の直接販売においては、昨年12月25日にJ A秋田おぼこが設置した調査委員会の報告によると、改正食糧法が施行された平成16年から開始され、その後の米販売額に占める割合は、平成23年に8割を超え、全国一の米の取扱量を誇るJ Aとして、農家に寄り添い、農家所得向上を目指し、意欲的で有効な取り組みを実践してきたものと認識しております。

農業分野以外の事業においても、燃料販売業務や葬祭業務など、組合員以外の地域住民に対しても提供され、非常に多岐にわたるものであり、地域における産業・経済・雇

用並びに地域振興までを支える中心的団体として地域社会に大きく貢献しているものと思っております。

次に、直近の J A 秋田おばこと大仙市政との関わりにつきましては、市では、J A が事業主体となって取り組む地域農業の基幹となる施設整備に対し、国・県補助事業を活用し支援しております。

直近 5 年間の事業の実施状況としては、米価が長期的に低迷する中、J A は、平成 30 年産園芸部門の販売額 30 億円を目標に、枝豆・トマト・花き等の集出荷体制や選果施設等を整備しており、これらの事業費の合計 20 億 8,800 万円に対し、市を通して国より 9 億 1,400 万円を補助しており、本市が目指す園芸生産拡大による複合型農業の推進が図られております。

また、中仙地域のトマト栽培施設「園芸メガ団地」の整備に対しては、県の補助事業に市が嵩上げし、事業費 4 億 6,000 万円のうち 3 億 1,900 万円を補助しており、産地化が進められるとともに、農業による新たな雇用が生まれております。

なお、今般の大雨災害においては、農業被害の復旧に対する貸付金の保証料助成など、J A と市が協調して支援する独自の取り組みがあり、農業者に対するソフト事業においても、支援や連携が行われております。

次に、大仙市の J A 秋田おばこ再建に対する貢献につきましては、現在、J A 秋田おばこでは、弁護士や公認会計士らでつくる第三者委員会や組合長直属の専門チームを設置し、米の直接販売で生じた赤字と未収金問題の究明と責任の所在の追求、経営改善計画の策定などを進めております。

今回の米の問題を機に、J A 離れが進み、不安や不信感が営農の停滞を招いたのでは、将来に向け J A にとって大きな損失であり、市政においても少なからず影響が出てくるものと考えております。

市といたしましては、米政策が大きく変わる今、米価の安定を図るため重要となる需要に応じた米生産や園芸・畜産といった複合部門の強化を着実に進めていく必要があります。その実現は J A の関わりなしには成し得ないものであります。現時点で、J A の経営改善の方向性等が明らかにされておらず、具体的な方策の想定はありませんが、J A が組織の総意として進める営農推進に係る事業等については、これまでと同様、ソフト・ハードの両面でバックアップし、農家が営農意欲を失うことなく、営農活動を通じて農業所得の向上が図られるよう、J A と連携し活力ある地域農業の展開を目指してまいり

ます。

J A秋田おぼこの累積赤字や未収金につきましては、既にご承知のとおり、高清水食糧の未収金が約12億5,000万円、コメ共同計算の赤字が約56億円、そして当期損失が約2億円の見込みであるというふうに伺っております。合計、約75億5,000万円となっております。

一方、J A秋田おぼこの自己資本は、出資金と内部留保金で約104億円、自己資本比率は11.1%であります。

しかしながら、仮に今回の累積赤字や未収金につきまして、全額75億5,000万円を損失引当すると、自己資本比率が3.0%になり、破綻処理というふうになります。こうした事態は何としても避けなければなりません。そのためには、今、第三者委員会並びに組合長直属の専門チームで検討をされていることというふうに思っておりますが、市といたしましては、こうした取り組みを注視していくとともに、J A秋田おぼこが一日も早く経営を再建し、農家の不安が払拭されるよう、引き続き県と連携しながら、支援できるものは支援してまいりたいということでありまして、特に経営改善計画の中で示されるもので、先程石塚議員からご提案ありましたように、二市一町の協議会で支援すると。それから、電算システムの導入等に対する助成、それから「おぼこ米」の販促費、それから指導費用に関する助成などもあわせて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【老松市長 降壇】**

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、7番。

○7番（石塚 柏） 突然の質問も中であって、それに対して丁寧にお答えをいただきまして本当に感謝しております。

先程も申し上げたんですけど、再建は時間との勝負なんですね。J A秋田おぼこの頼みにしている職員、能力にある職員から先に辞めるんですよ。そんなこともあって、モラルも下がるし、大変な状況なんですね。それが今、マスコミで赤字だ、赤字だと、責任だ、責任だって連続してやってって、4月になって、5月になったら大変なわけですよ。それから再建策を作る。実施になれば8月だ、9月だ。これじゃあね、30年の決算は赤字になるんじゃないかということを非常に心配しているわけです。今、市長さん

から心強いご答弁をいただきました。是非実効性のある再建策を二市一町で、県や逆に国も、いや、これだけやるんだという姿を是非見せていただきますことをお願いして、私の質問は終わります。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（茂木 隆） これにて7番石塚柏君の質問を終わります。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 一般質問の途中ではありますが、暫時休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、10番藤田和久君。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、10番。

【10番 藤田和久議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久です。私は、2点について質問いたします。

最初の質問は、給付型奨学金制度の創設を求める取り組みについて質問いたします。

大学の学費が非常に高くなり、返済型の奨学金を利用しても卒業後に数百万円もの借金となり、返済できないなどのトラブルも発生し、社会問題化しております。

学生や保護者、教育関係者などの運動と党国会議員団、地方議員団の尽力もあり、政府は昨年度に大学生への給付型の奨学金制度を創設し、この4月から本格実施されることになりました。しかしその内容は、一学年2万人までの対象であり、大学生の2人に1人が奨学金を借りる現状からみて、極めて貧弱であり、制度の抜本的拡充が求められているものです。

日本学生支援機構の貸与者が約130万人以上に上ることを考えると、いかにも少なすぎるといえる点は、給付型奨学金制度に期待していた学生たちにとっては、大きな期待外れではなかったでしょうか。

こうした中、独自に給付型奨学金制度を実施、または、実施の検討に入る自治体が少しずつ広がり始めております。例えば、18年度から給付型制度を創設した滋賀県米原

市では、月額3万円、年額36万円の県内トップの手厚い制度です。市教育委員会によると、米原高校の3年生に意見を聞いたら、約7割が「給付型の制度があれば使いたい」と回答しており、市当局も実施に踏み切ったと言います。ちなみに滋賀県では、給付型奨学金制度を実施している自治体は3市1町、無利子の貸与型の奨学金制度を実施している自治体は4市1町で、その他は有利子付きの奨学金制度とのことです。

また、米原市の支給基準は、経済的理由で学資金の支援が必要と認められる25歳未満の方、または、卒業後市内に定住する意思のある人となっています。これが支給の条件だと言われています。

また、神奈川県相模原市では、子どもの貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育の機会均等が求められているとして、高校生向けの給付型奨学金制度を創設し、18年度から適用するとしています。入学資金として2万円、就学資金として年額10万円、原則3年間、一学年300人程度、1年・2年・3年となりますので最高でも1千人、そういうことで事業費は1億円を想定しているそうです。

このように給付型の奨学金制度は、一部の自治体でしか実施されておきませんが、高校生と、大学生を対象にした給付型奨学金制度の一つの例として紹介したところであります。

私、高校の先生方にお話を聞きましたら、高校生の中には「大学で勉強したいけど、おうちにお金がないから大学には行けない。我慢する。」とか、「我が家は今でも家計が苦しいのに、またさらに奨学金という借金は背負えない。」という方が結構いらっしやると伺いました。この大仙市でも給付型奨学金制度があれば、非常に助かるということではないでしょうか。

また、人口減少対策として、大学卒業後に県内に就職、または定住していただくという条件で、給付型の奨学金の制度を活用していただくというやり方もできると思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問ですが、日本政府でも国民の声に押されて、わずかではありますが給付型奨学金制度を実施いたしました。金額や対象者数など国の制度の改善をさらに要求していくとともに、国の制度の不十分な面を少しでも補うという考えで、自治体として独自に給付型奨学金制度の導入を検討してみたいか、お伺いいたします。

一つ目の質問は以上です。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 藤田和久議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の、国への給付型奨学金制度の改善要求と市独自の給付型奨学金制度の導入についてであります。独立行政法人日本学生支援機構では、経済的理由により進学が極めて困難な生徒を対象に給付型奨学金制度を創設し、平成30年度から本格実施するとしております。

しかし、平成30年度の進学予定者のうち、この奨学金を利用できる方は2万人程度であり、現在、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生の数と比較しても、極めて低い割合であることから、市教育委員会としましては、教育の機会均等の意味からも、給付額、それから、対象人員等の拡充について、機会を捉えて国に要望してまいりたいと考えております。

現在、市が実施している奨学金免除制度としては「ふるさと就職者奨学金償還免除制度」がありますが、これは平成23年3月から平成27年3月までに4年制大学を卒業し、大仙市に住所を置いた方を対象とするものであり、この期間中に卒業した奨学生は68人で、この制度に該当すると見込まれる方が平成30年度は8人、免除額では153万6千円となっております。

また、秋田県では、人口減少対策、定住対策の一つとして、平成29年度以降に県内に就職した方を対象として、平成30年度から奨学金返還金の一部を助成する制度をスタートさせております。この制度は、給付型奨学金制度と同様の一定の効果が期待できることから、市教育委員会としましては、国の動向を注視するとともに、県の新たな助成制度と連携した市の制度の在り方について関係部局と協議してまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、10番。

○10番（藤田和久） この社会問題化している奨学金制度ですけれども、諸外国に行くと元金も利子も支払うという制度はないんです。全部無料で給付型なんです。給付型とは言わないんです。日本だけなんですね。しかも先日のテレビでやってみましたけれども、うちからの支援がない学生は二口、三口の奨学金を利用して、卒業時には、4年

経ったら900万ぐらいの赤字になる、大変な返済になる、そういうことが言われています。

そういうことで、国の制度でも、やっとな腰を上げたし、県の方でも部分助成ということで腰を上げましたので、大仙市の方でも、これはいずれ近いうちに全国どこの自治体でも取り組みが進む課題だと私は思っています。どうか教育長も今お話されましたけれども、この制度をできるだけ早い時期に大仙市としても取り組みが進むようお願いをして 質問を終わりたいと思います。

○議長（茂木 隆） 答弁必要ありませんね。

○10番（藤田和久） はい。

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 次に、二つ目の質問として、冬期の除雪に関する件について質問いたします。

今年の降雪量は、あまり降らないのではないかと考えておりました。ところが1月の下旬頃から、寒波や低気圧の影響による連日の大雪ということになってしまいました。2月13日には、大仙市の降雪量が1.5mをオーバーし、大仙市本庁内に「豪雪対策本部」を設置したところであります。

この大雪のため、私どものところにも様々な問い合わせや要望がたくさん寄せられた次第であります。

一つは、雪下ろしの業者を紹介してほしいという問い合わせでした。私は、業者何件かに連絡しましたがけれども、もう予約でお応えすることはできないということで断られた次第で、個人的な関係で、ある方をお願いをいたしました。

この雪下ろしの業者も、会社となっていないグループみたいな事業をやっているところもありますので、そういうのをまとめてね、資料として市民にお知らせいただければありがたいと思います。

それから二つ目には、朝の除雪についての苦情です。

例えば、早朝、自分たちでやっとな寄せ終わった後にブルドーザーが、今度は寄せた後に雪の塊を置いていってくれる。まあ普通の家であれば、若い人がいれば、それを寄せられますけれども、障がい者とか高齢者の方で大変な方は、また寄せるっていうのがすごく難儀をするわけでありまして。こういうことも、困っている方がいるということで問い合わせになっております。ブルドーザーの塊を、できるだけ配慮してもらえるように、

業者にお話をしてもらえないかという問い合わせがたくさんありました。

また、三つ目には、雪下ろしや除雪中の事故が大変多かったという問題です。大仙市以外の近隣の町村では、雪下ろしの下敷きになったりして死者を出してしまったというような大きな事故もあったわけですが、私の近辺でも屋根から落ちたとか、雪が落ちて下敷きになったとか、スノーダンプで道路に出たら車に衝突したとかね、それから、ロータリー除雪機の雪が車や人に飛んでいったのが当たってしまったと、そういう相談がたくさん寄せられておりました。

大仙市では、雪対策事業として様々な事業や制度を実施しておりますが、それでもまだまだ除雪に対する苦情や不満は絶えません。そこで質問になるわけですが、除雪に関する3点の提案をしたいと思います。是非実現できるように、前向きにご検討をお願いしたいと思います。

一つは、降雪量があるのに除雪車が来なかった例が三度ほどありました。これは、朝方に降り出したためと思われれます。また、日中の強い吹雪の日も道路が雪で波打って通れない、南北の道路は西風が来ると、道路がこう、雪たまるんですね。車が通れないほどの雪があってもブルドーザーが来てくれなかった、そういうことがありました。これらの問題をカバーするためにも、除雪車の出動基準を改善してほしいと思いますが、いかがでしょうか。これが第一点です。

二つ目には、除雪車が住まいの出入り口に雪を置いていくのは仕方のないことではありますが、障がい者や一人暮らし、高齢者世帯の方は、とても大変です。高齢者の方など、こうしたたくさんの方から頼まれ、私は除雪業者に、ここのうちでは少し気をつけてもらえないかというようなお願いをいたしました。こうした障がい者、一人暮らし、高齢者の方には、除雪車側としても配慮が必要ではないでしょうか。できましたら、これらの世帯に黄色などの旗を配布し、玄関前に立ててもらい、除雪車が、このうちには少し配慮が必要な家だとわかるようなシステムにできないものではないでしょうか。

例えば、私の地域でも、町内会館や集会所、ごみ集積所、消防団ポンプ車車庫前、防火用水取水口など、日常的に除雪を必要とする場所があります。これらの場所や高齢者世帯などの除雪に、少しでも配慮をいただくために除雪業者にお願いできないものではないでしょうか、お伺いしたいと思います。これが二つ目でございます。

三つ目には、除雪中の事故防止のため、「除雪中ですよ」と通行人や通行車両にわかるようなシステムを導入できないかということです。今年の冬に除雪中のトラブルで私

が仲裁と言いますか相談されたことがございます。それは、除雪中にスノーダンプで道路に出てきたら車に衝突してしまったというものでした。たいした事故ではないんですが、こういうことは考えられることだと思います。

二つ目には、除雪機で雪を飛ばしていたら通行車両に雪が当たってしまった。ちょっと車を降りて、ちょっと危険な関係になってしまったというようなことで相談を受けました。

三つ目は、屋根の雪下ろし中に屋根の雪が道路側に滑り落ちて、通行人に当たってしまったという例であります。

こうした三つとも大きな事故ではありませんでしたが、日常的に起こり得る事故、トラブルではないでしょうか。しかも、除雪中ということがわかっておれば、歩行者も通行車両も、注意をして一時停止をすとか通行するということになりますので、事故やトラブルの減少につながると思われれます。市として、除雪中と書いた小さな赤い旗を作って、除雪業者や市民に配布し、除雪時に掲示する形にできないものでしょうか。この点をお願いしたいと思います。

また、私が市の職員に問い合わせたとき、黄色の旗はあるようなお話もありました。ただそれは、こういうような形での除雪での適応ではなかったように伺っております。もしこのような制度があるというのであれば、それをもう少し拡大して、制度の通知を徹底していただきたいと思えます。

これが最後の質問です。何とかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の冬期の除雪に関する件について、お答え申し上げます。

はじめに、除雪出動基準につきましては、昨年策定された雪対策基本条例の中で、道路除雪基本計画を策定して除排雪を実施するとしており、現行の道路除雪基本計画における出動基準は、新雪除雪では降雪量が10cm、または10cm以上となることが予想される場合となっております。また、新雪以外の吹きだまり除去、路面整正、拡幅除雪など通行に支障のある場合は、柔軟に対応することにしております。

なお、この基準は、秋田県をはじめ県内ほぼ全ての市町村で同一の基準となっております。

朝方のドカ雪や日中の天候急変による状況下においては、円滑な交通や歩行者の安全を確保することが重要であり、このような場合は、除雪業者からの情報収集やパトロール等により迅速な状況把握に努め、適切に除雪車の出動を判断しております。

今後も皆様のご意見や道路状況、気象状況等を総合的に判断した出動を心がけてまいります。

次に、高齢者世帯等への除雪の配慮を示すシステムの構築につきましては、深夜の過酷な労働条件の中、きめ細やかな除雪作業を心がけておりますが、個々のオペレータには、限られた時間内に通行者の安全確保と確実かつ効率的な除雪作業の実施を求めています。

高齢者等の世帯の置き雪につきましては、道路除雪作業の中で、できる限り負担にならないよう配慮してまいります。通行者の安全確保面でのリスクや作業効率低下に伴う費用の増大の課題もあることから、平成27年度より高齢者等雪対策総合支援事業として、道路除雪車が出動した日の午前中に間口から玄関先までの除雪を定額で利用できるなどの支援を行っております。

今年度は912人の方からご利用いただき、好評を得ておりますので、今後も事業周知を図りながら利用者の拡大に努めてまいります。

また、町内会館やごみ集積所、消火栓等の除雪につきましては、道路除雪の際に可能な限り配慮してまいります。地域や消防団の皆様におかれましても、これまで同様にご協力をお願いしたいと考えております。

次に、除雪作業中における事故防止につきましては、市民の皆様や事業者等、除雪作業を実施する方々が、周囲の安全を確保しながら十分に気を付けて作業を行うことが基本となります。このため、市では雪下ろしを含めた除排雪作業中の安全対策として、「雪下ろし技能講習会」の開催や防災ネットだいせんを通じた「雪下ろし注意情報」等の情報配信、また、広報車により市内を巡回しながら注意喚起を行っているところであります。

今後につきましては、議員が相談を受けたようなケースを含め、日常における除雪作業の様々な事故・トラブルを防止するため、事業者に対しては、安全管理について改めて徹底させるとともに、市民の皆様に対しても、雪処理についてのマナーを守っていただくよう啓発に努めてまいります。

なお、議員ご提案の除雪作業中の掲示につきましては、市内において90%の組織率

がある自主防災組織の活動育成事業補助金を活用し、それぞれの地域の実情に応じ、歩行者や通行車両の支障とならないよう注意喚起を促す「旗」や「カラーコーン」の購入などの対応を検討してもらえるよう提案してまいりたいと考えております。

また、自主防災組織が組織化されていない自治会等に対しましては「カラーコーン」等を貸し出しすることも併せて検討してまいりたいと思います。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、10番。

○10番（藤田和久） 出動基準の問題ですけれども、今年の、日にちはちょっとわかりませんが、吹雪の日に通れないほどの雪が積もっているのに、私、美郷町の方に伺いましたら、美郷町の方はちゃんとブルドーザーが出ておりました。ですから、この点では、そういう雪が降った場合には、除雪車が出動する予定にはなっているようですが、何とか市の担当のところから業者の方にも要請するなどして、ブルドーザーが速やかに出動できるように、そういうことを担当の職場で認識してほしいなと思います。

それからもう一つ、除雪の配慮についてですけれども、私、何件かの業者に行って、直接運転者とはお話ししてませんが、一応、一人暮らしとかごみ捨て場だとかそういう少しでも除雪を配慮しなければならないとわかっているところについては、できるだけ協力してやっていると。しかも、うちが並んでいる道路でも20軒ぐらい並んでいても、そういう配慮が必要のうちって1軒か2軒ですので、言ってもらえればできるだけことはしますよというふうに言っていただきました。そういうこともありますので、市の方でも業者の方にその旨をもう少し徹底していただいて、除雪でみんなが早く除雪ができるようになればいいなと思っておりますので、その点でご返答お願いしたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、除雪の出動基準の関係でありますけれども、実際、大仙市内でも2回、朝と、それから日中、出動した経緯があります。1月23日だったでしょうか。そうしたことで、特に大仙市の場合、やはり住宅密集地、それから交通量が多い地域になってしまう、日中の時間帯だとそういうことになってしましまして、美郷町が交通量が少ないという

そういう意味ではありませんけれども、そうしたいろんな事情からですね、なかなか除雪作業に出れないという場面も多々あると、私も指示したのにもかかわらずできないという場合がありますので、そういった点については何卒ご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、条件がそろった際には、柔軟に除雪、朝以外にも日中でも除雪作業をするように指導を徹底してまいりたいというふうに思います。

それから、高齢者世帯などの自力で除排雪できない世帯に向けての制度ということで、高齢者等雪対策総合支援事業というのを作りました。これは自分で雪下ろしできない方々、世帯への福祉除雪という考えで立案させていただきましたけれども、間口除雪、これは除雪機械が置いていった間口の除雪、それから道路から玄関まで距離がある場合のそうしたところの除雪、そしてうちの周りの除雪、それから屋根の雪下ろし、こうしたものが対象になる高齢者等雪対策総合支援事業であります。何卒、業者の方の、除雪業者への、それからオペレーターへのそうした要請は、もちろんこの後してまいりますけれども、なかなか限られた時間で朝7時半までですかね、交通量が多くなる前に除雪作業をするようにというふうなことも指導しておりますので、そうした場合、どうしても徹底されないような場合、どうぞこの高齢者等雪対策総合支援事業も活用していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） これにて10番藤田和久君の質問を終わります。

【10番 藤田和久議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、4番佐藤隆盛君。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして3点を柱に質問いたします。

まず1点目の、J A秋田おぼこの巨大赤字問題について質問いたします。

今年の夏、甚大な豪雨災害を受けて生活再建に取り組み、また、国や県の支援を受けてその復旧に取り組んでいることは、ここで私が繰り返す必要はありません。市では、

今年最優先の事業として挙げて、その復興に対応し、取り組み、努力しているからであります。

私は、あの大災害を受けて農業被害から立ち上がろうと頑張っている一般農家、さらには管内の稲作農家は、目の前に減反廃止という我が国が寄り添う減反政策から自由経済に突き放す政策に変わる矢先、J A秋田おぼこの、大仙農業の一つの危機だと思っております。

いちいちこの問題をここで申し上げる気持ちはありませんが、全市全てではないと言うものの、災害から立ち上がろうとしている農家、減反廃止に伴う農家不安に、さらに追い打ちをかけるJ A秋田おぼこ問題、市長の立場から言うと、おぼこ問題は事件の全容が見えないから静観しているだろう気持ちはわかりますが、仙北全郡、とりわけ大仙市の基幹産業である農業、農家への精神的な負担は大変であります。

地域農業の推進役が逆噴射をしているという市民さえおります。2月の組合員説明会に参加し、私も含め誰一人として理解、納得できる状況ではありませんでした。しかしながら、この先の展開によっては、先程石塚議員の質問ありましたように、何らかの措置を考えているかを含め、市長の率直な今の感想をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、J A秋田おぼこの赤字問題についてであります。石塚柏議員の質問にもお答えいたしました。J A秋田おぼこは、米の直接販売や園芸振興による経営の複合化への取り組みなど、農家所得の向上に向けて意欲的に推進してきたものと認識しております。

これまで40年以上続いた生産調整の廃止による米政策の大転換により、農業を取り巻く環境が大きく変わるこの転換期に、今後も園芸振興、6次産業化の推進等で連携を図り、本市及び本地域の基幹産業である農業の振興を図ろうと考えていた矢先に、こうした問題が起こったことにつきましては、大変驚いているとともに大変残念に思っているところであります。

市といたしましては、独自販売を始めた理由が米どころのブランドを活かした販売で、農家の所得向上につなげるためであったと考えておりますが、今回の問題が各農業者及

び大仙市農業に与える影響は少なくないものと考えており、今後、一刻も早い全容解明と再建に向けての取り組みを注視しながら、これまでと同様、ソフト・ハードの両面でバックアップし、一日も早く農業者の不安が払拭され、農家が安心して意欲的に農業に取り組めるよう、農業所得の向上に向けて本市の基幹であります稲作と畑作・園芸等の複合経営の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

先程も石塚柏議員にも申しあげましたように、自己資本比率11.1%の現在、75億5,000万という累積赤字や未収金について、仮に全額を損失引当すると自己資本比率が3%になってしまうと。自己資本比率8%を切ると要改善JAと指定されて、いろいろな改善策をとらないといけないと。8%未満、それから4%未満になると、直ちに組織統合、これは合併とか信用事業の譲渡ということになると思いますけれども、JA法に基づきまして県が信用事業の業務停止命令を下すことになるというようなことであります。この自己資本比率をどのようにして確保していくかということが大変重要な課題であるというふうに思っております。こうしたことに関しては、なかなか市としては、今、支援する立場にはないのではないかなというふうに考えておりますけれども、先程来話が出ております第三者委員会、そして組合長直属の専門チームにおきまして、JA秋田おばこの経営改善計画の策定を目指しているということでありまして、その経営改善計画の内容の中で市として支援していけるものにつきましては、積極的に支援してまいりたいというふうに考えておるところであります。

静観しているというふうなお言葉ありましたけれども、そうしたことではなくて、今は少し、県と連絡を取りながら対応しているつもりですけれども、いずれこの自己資本比率ですかね、確保しての経営改善計画を見守ってまいりたいと、できたものを見させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 障がい者雇用について質問いたします。

まず私は、平成26年の3月議会においても質問しております。それをもとに、その後の状況について再び質問するものであります。

まず、本市における障害者手帳を所持する障がい者は、身体、知的、精神を含め全人

口の約7%で5,941人と聞いており、うち約半数が重度の障がいを抱えております。市では、平成19年に「安心して自立した生活を送ることができるまち」を目指して、大仙市障がい者計画、大仙市障がい者福祉計画を策定し、平成24年度には第2次障がい者計画、第3期障がい者福祉計画、そして27年度には第4期障がい者福祉計画を作成しており、その計画の目的として「障がいのある人もない人も、地域で自分らしく安心して暮らせる大仙市をつくっていくことは、市民の願いである。」と述べております。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援しようとする障害者自立支援法が施行されてから12年になろうとしております。中でも障害者雇用制度については、障がい者の雇用の促進に関する法律のもとに、障害者雇用率制度によって障害者雇用が義務付けられております。この法律において定められている法定雇用率は、民間企業2.0%、国・地方公共団体2.3%、教育委員会関係では2.3%となっており、この4月からは民間企業が2.20%、地方公共団体が2.50%、また、教育委員会関係では2.5%となるようであります。

当時、26年であります。県労働局が発表した民間障害雇用率は全国で1.82%、秋田県では1.77%、大曲ハローワーク、角館管内含みますが、は1.73%となっておりましたが、現在は全国1.97%、秋田県1.98%、大曲ハローワークも1.99%と聞いておりました。年々増加傾向にありますが、まだ未達成の状況でありますので、そこで質問いたしますが、まず、大仙市内の対象民間企業数と障がい者雇用人数及び雇用率は、どうなっているのかお伺いいたします。

次に、先程、大曲角館管内の数値から見て、私は民間企業での大仙市では、まだ達成していないのではないかと思います。前回の答弁では、次のように述べておりました。「これまでの取り組みについてハローワーク大曲では、雇用率未達成企業への直接訪問を行い、企業経営者の理解を得るため、トライアル雇用、職場実習、助成金の活用など各種支援制度の周知を図り、これとあわせて秋田労働局と秋田県では、障がい者の法定雇用率を上げるため、平成24年度に秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームを設置し、全県各ごとに商工団体への要請行動を行い、会員事業所への浸透を図っております。

大仙市では、ハローワーク大曲、仙北地域振興局、仙北市、美郷町、大仙市で構成する仙北地域雇用促進連絡会議を通じて状況を把握、市内事業者への周知に努めてまいりましたが、当時であります。長引く経済不況や当地域の雇用環境は厳しい状況が続いており、企業においては特に製造業を中心に雇用整理が行われるなど、一般雇用も厳し

い状況にあったため、障害者雇用の法定雇用率を達成することができなかったものと考えている。商工団体への要望については、今後は市としても、県並びにハローワーク大曲と一体となって商工団体に対し、会員事業所における障害者雇用の推進を働きかけてまいります。」と答弁いただいておりますが、その後4年経過し、今日までハローワークとどのような雇用拡大に努めてきたのか、また、この4月から雇用率がそれぞれ0.2%ずつ引き上がることも併せて、市として独自の支援策も含め、障害者雇用率達成に向けてどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の障害者雇用についてお答え申し上げます。

始めに、市内の民間企業数と障がい者の雇用人数、雇用率につきましては、ハローワーク大曲からの情報によりますと、障害者雇用につきましては、平成29年6月1日現在、大仙市内で従業員の数が50人以上を雇用している対象企業につきましては、現在47社であります。このうち、雇用率を達成している企業は27社であります。雇用率達成の割合は57.4%になっているところでございます。

また、ハローワークに登録しております障がい者の方での登録者は、199人であり、そのうち、障がい者の雇用人数につきましては、40人でございます。

市内の民間企業の雇用率は、1.98%で、秋田県と同率であります。

また、全国の雇用率は1.97%でございます。これと比較しますと0.01ポイント上回っている状況にございます。

しかしながら、法定雇用率2.0%には届いておりません。いまだ達成できていない企業もあります。今後も秋田県並びにハローワークと連携を取り合いながら、それぞれの企業に障がい者雇用に係る国や市の支援制度等を周知するとともに、大仙市企業連絡協議会、大曲仙北雇用開発協会の会員企業に対しまして、障がい者雇用につきましての理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、障がい者の雇用拡大につきましては、去る2月26日と28日に、ハローワーク、秋田県仙北地域振興局、それから、隣の仙北市、美郷町や支援学校と連携しまして、市内商工団体に対しまして、障がい者の雇用拡大を要請してきたところでございます。

法定雇用率に達していない市内の企業の主な要因としましては、勤務先が公共交通機

関の沿線から離れているために通勤が難しいことや、また、チェーン店では、店舗ごとの従業員の数が少人数であることから、全体のフォロー体制ができていないなどの課題が挙げられております。

今年4月からの精神障がい者の雇用義務化に伴い、法定雇用率が2.2%に引き上げられます。さらに、対象義務の企業の範囲が拡大されることから、さらなる取り組みが必要であると考えております。

市では、従来の制度であります「大仙市雇用助成金」の交付要件の中に、新たに「障がい者の方の雇用」を追加し、また、多様な人材が活躍できる職場づくりを目指すために労働環境の整備を行った際に経費の一部を支援する「人材獲得応援事業」の中に、施設内のバリアフリーの整備など、障がい者の方を雇用した際の施設環境整備についても対象としております。事業者の皆様に対しても周知に努めてまいります。

障がい者の皆様と共に暮らし、共に働く「共生社会の実現」を目指すためには、雇用する企業の理解が不可欠だと思っております。障がい者の特性や能力に目を向けていただき、働き方を工夫することで障がい者の皆様が生き生きと働ける環境になるものと考えております。

雇用率の達成に向けた取り組みに関しましては、今後もそれぞれの関係機関と一体となり、対象企業で未達成の事業所や対象以外でも事業所を含めて働きかけていくとともに、市として障がい者が働きやすい職場環境づくりができるように、それぞれの企業に対して働きを掛けてまいりたいと思っております。

以上であります。

**【佐藤副市長 降壇】**

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） 実は、なぜ私がこの質問をしたかと言いますと、合併して間もなくではありますが、あれから12年経って、この民間の達成率が一度もなかったということでもあります。それからして先程副市長からの答弁にありましたが、仕事を待っている人が、まず190人。私聞くと266名の方が、障がい者が働きたいとハローワークに申し込んでいるというようなことを聞きまして、まず質問取り上げたところでございますが、そこで少しお尋ねしたいんですけれども、今、副市長からの答弁にありましてけ

れども、26日の日に先程言いましたように市長が県の振興局長並びにハローワークの所長、そして大仙市支援学校長さんたちと一緒に佐々木会頭の方にお問い合わせに行ったわけでありまして、その時の状況として前向きというか要望したわけですが、その時の何というか手応えというか感触、これに対してどのように感じ取ってきたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げます。

2月26日、私、大曲商工会議所へ県の仙北地域振興局長や、また、大曲支援学校の校長、それからハローワークの所長一緒にお訪ねいたしまして、そして要請をしてきたところであります。新聞等でも報道されておりましたけれども、商工会議所の方からは、積極的な前向きな返事をいただいておりますし、特に会頭からは企業としての社会貢献、地域貢献の一環だということで、強くこれから徹底していくと、周知していくというお言葉をいただいたところです。個別に達成していない企業を教えたいというふうな、そうした話まで話題になりましたけれども、いずれ対象となる企業、それから対象とならない企業も含めまして、この障がい者の皆さんの雇用については、市も一緒になって、市役所も当然、率をクリアしておるわけですが、周知徹底と言いますか広めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） これからの先、少し言いにくいんですけど、実は今、市長から聞きましたけれども、民報の中に26日の日の会頭の、何と言いますか、意見が載っておりました。少し読ませていただきますけれども、雇用する側としては、自社の仕事に耐えられるのかという心配が一番に考えられると。そうした懸念を払拭するようなことも必要だと。ハローワークから障がい者を雇ってくださいという一方的な情報だけだと判断のしようがない。就職するまでのきめ細かなやり取りなどが雇用する側としては求められているというような、民報社に書いておりました。

その中で私は、ハローワークから障がい者を雇ってくださいと一方的な情報だけでは判断できないと。就職するまでのきめ細かなやり取りなどが雇用する側としては求めて

いると佐々木会頭の意見に、私は少しですね、少し何と言いますかすっきりしない気持ちを持ったわけでありませう。

障がい者と企業との間にはですね、問題、課題はあることは、私は重々承知しております。せっかく雇っても、なかなか、それが障害者雇用だと思います。しかし、そういうことからしてですね、企業には障がい者トライアルコースを含め、事業主の方のために雇用助成金制度、あるわけでありませう。まず、どういう課題、問題があるにせよでありますが、先程言ったように50人以上の企業には、障がい者を雇用しなきゃならないという義務、障がい者自立支援法という法律なんです。その罰則規制はないにしろ、決まり。ですから、私は何が何でも法律は守らなきゃならないんじゃないかなというふうに思うんであります。ですから、何を言いたいかという、やはり佐々木会頭をはじめ会員企業、会社の社長さん方でありませうから、やっぱり生活弱者である障がい者にもですね、目を向けていただきたいと、そう願うものであります。

市では商工団体と大曲花火構想第2期計画を始めようとしておりますが、どうか市長にはですね、こういうことも含めて障害者雇用率の達成のために、申し訳ないんですけども、もうひとつ踏み込んでいただきたいと願うものであります。大仙市ハローワーク管内の4割に当たる30社が、大仙市、先程も申しましたけれども、未達成となっておりますけれども、隣の仙北市では、聞くところによると、公共教育関係では3.44%、そして民間企業では2.42%と聞いております。達成しておるわけでありませう。ですから、どうか老松市長にはですね、この12年間にわたる、まずこの間、一度もできなかったと。ですから、障がい者民間達成率をですね、老松市長にもしていただき、その上で大曲商工団体とですね、がっちりスクラムを組んでいただきたいと、こういうふう願うものであります。もう一度、まずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めませう。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の再々質問にお答え申し上げます。

先程、会頭の発言の一部を紹介させていただきましたけれども、いろいろな意見交換の中で今、佐藤隆盛議員もおっしゃったようなご指摘、民報の記事ですか、そういうこともあったかと思ひませうけれども、いずれ最初に申し上げましたように企業側の責任、それと地域への貢献、そうした意味で社会貢献と言ひませうか、当然これは企業の責務だと言ひませうお言葉がありましたので、これからいわゆる未達成の企業を中心に、そうした指導と言ひませうか要請があるものと思ひせております。市としても一緒になって、これは今、

先程申し上げましたように従業員50人以上の対象企業だけじゃなくてですね、いろいろなそうしたいいわゆる社会貢献をしたいと、地域貢献したいと、それから、いろいろそうした思いのある企業の皆さんにも含めてですね、普及していききたいと、雇用を要請していききたいというふうに思っております。

○議長（茂木 隆） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時10分に再開いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時08分 再 開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 出稼ぎ者に対する考えについて質問いたします。

まず私は、平成24年にも質問をしておりますが、大仙市においても年々減少している出稼ぎ者についてどのような考えを持っているのか、また、出稼ぎ者の現状認識と今後の出稼ぎ事業について質問いたします。

まずはじめに、出稼ぎ事業の歴史をひもとくと、雪深い冬期間、東北秋田、とりわけ大仙市地域の農家の働き手が、主に首都圏に出向き、折からの目覚ましい日本経済発展の中、捨て石の如くそれを支えてきたという過去の事実があります。出稼ぎ事業は、一方においては、郷土の零細な農家の家計を潤し、また、地域にお金を持ってくることは、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきたとも言えます。また、過酷、劣悪な労働環境の中にあり、その改善を求め、運動に捧げた栗林前市長も含め、父親の栗林三郎さんや細谷昭雄さんなど、先人の活動もありました。

しかしながら、時代の流れとともに、出稼ぎ者のほんの一握りの人数となり、出稼ぎという社会現象が消えていくかに見えます。

秋田県の出稼ぎ労働者地域調査によりますと、出稼ぎ者は年々減り続けており、私も出稼ぎをしていた昭和43、4年当時は、秋田県に7万人台の出稼ぎ者がおりましたが、平成元年には約2万4千人、そして23年には1万人を割り8,700人、そして大仙市合併平成17年には2,700人、そして29年度は僅か354人となっております。

出稼ぎ者労働者の減少の主な理由として、県では、出稼ぎに従事してきた人たちの高齢化に伴う引退や若年層の地元就労による出稼ぎ離れのためとしております。当市でも最盛期に比べて、現在の出稼ぎ者数は、減少の一途をたどっておりますが、県内では大仙市の出稼ぎ者が一番多いと伺っております。ものの数ではないと見るかもしれませんが、大仙市に残る出稼ぎ者に目を向けて続けていかなければならないと考えます。大仙市と仕事先のつながりをもって積み上げてきた流れ、経緯や、また、大仙市に貢献してきたという経緯もあり、そうしたことから出稼ぎ者がいる限り、出稼ぎ対策事業を続けてもらいたいと願うものであります。

そこで質問いたしますが、大仙市の出稼ぎ者数の推移と現状、そして、先程も述べたように、老松市長には出稼ぎ者に対してどのような考えを持っているのか、また、今後出稼ぎ事業についてどのように進めていくのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の出稼ぎ対応についてお答え申し上げます。

はじめに、出稼ぎ者数の推移と現状につきましては、平成29年度の調査数値及び過去の統計資料によりお答えいたします。

本市における出稼ぎ労働者数につきましては、合併時の平成17年に430人、平成23年203人、今年度は105人と、年々減少傾向にあり、平成17年と比較いたしますと、4分の1以下になっております。

新規出稼ぎ者数につきましても、過去4年間で15人と減少傾向となっております。

出稼ぎ労働者の内訳につきましては、今年度は農業者数が74人と7割を占めており、依然として農家の出稼ぎ者が多い現状となっております。

また、県全体の出稼ぎ労働者数354人に対し、本市が約3割を占めております。

出稼ぎ労働者数は、高齢化による引退や兼業農家の増加、地域における就労機会の創出などにより、今後も減少は続くものの、首都圏における人手不足や高賃金を求めて、当面は出稼ぎ労働という勤労形態が継続されていくものと考えております。

次に、出稼ぎに対する考えと今後の出稼ぎ事業の方向性についてお答え申し上げます。

昭和40年代の高度経済成長期において、出稼ぎ労働者は劣悪な就労環境のもと、失業保険や労災保険に加入できないなどの諸問題を抱えておりました。こうした状況を改

善するため出稼ぎ運動が起こり、全国出稼ぎ組合連合会や農村労働組合が組織され、法整備が進み、行政の援護対策も講じられたことで就労環境の改善が図られたところであります。

出稼ぎ労働者につきましては、こうした環境にありながらも、故郷に残したご家族の生活を支え、都市圏の社会資本整備に従事し、日本経済の発展のために尽力された大切な労働者であると認識しております。

今後の出稼ぎ事業の方向性につきましては、出稼ぎ労働者数の推移を見ながらも、引き続き出稼ぎ労働者が安心して就労できるよう、就労前無料健康診断の実施や傷害保険料の補助、市広報の送付による地元情報の提供など、状況に応じた支援を継続してまいりたいと考えております。

**【老松市長 降壇】**

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

**【4番 佐藤隆盛議員 降壇】**

○議長（茂木 隆） 次に、19番高橋徳久君。

（「はい、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、19番。

**【19番 高橋徳久議員 登壇】**

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） 本日最後の質問となりました。ごきげんの会の高橋徳久でございます。

今年のお正月は、雪が少なく、過ごしやすい冬になるのかなと安心していたのもつかの間、大寒以降の豪雪による連日の除雪作業で疲労困憊ではありますが、3月に入って高校の卒業式も終わって、旅立ちの季節となり、着実に春が足元まで来ていると実感する今日この頃です。新年度を間近にして、心機一転頑張っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

はじめに、（仮称）花火伝統文化継承資料館の開館についてお伺いいたします。

施政方針演説の中で昨年の大雨や今年の大雪の影響により、若干の遅れが生じたもの

の5月の完成に向けて順調に工事が進んでいるとのご報告に、心配しておりましたので安堵しております。以前から8月に開館すると伺っておりましたが、果たしてそれで大丈夫なのでしょうか。4月から準備され、5月末に工事完成、6月に引き渡しされたとしても、7月中旬には開館可能なのではないかと思います。開館となれば、まず多くの市民の皆様が来場され、その後にお盆、花火大会と続き、来場者が徐々に増えてくるものと考えられます。

そこで、事前に作成するであろうマニュアルどおりに対応できるのか。一番の繁忙時に合わせるのではなく、早めに開館して対応が慣れてから繁忙期を迎えれば、万が一のときでも素早い対応が可能かと考えます。各方面に開館日を周知されて変更不可であるならば、プレオープンということで、まずは地元住民の皆様が見やすい環境にさせていただきたいと思います。

「はなび・アム」という愛称も決定されたようですので、皆に愛される資料館となるためにも、予定を早めての開館をご一考いただきたいと思います。

昨年年第3回定例会で、この資料館と観光の動線についてお伺いいたしましたが、今回は「面」的な整備についてどのように考えておられるのでしょうか。現在の産業展示館の辺りが佐竹公のご本陣跡であり、現在の建物は六郷にあった御殿を移築した鞠水館を模して造られたものになります。江戸時代・大曲村・大曲町においてあの辺り一帯が大曲の中心でありました。また、近隣には、廃業された旧大曲くらぶ様がありますが、かつてそこには素晴らしい庭園があり、料理をいただきながら心も満たされた方は少なくないと思います。

今回の資料館の周囲は、今申し述べたように歴史・文化のある一角に建設されております。また「(仮称)はなびの小路」として整備された丸子川堤防歩道もあり、あの一帯は住民の憩いの場、散策にふさわしい場所になると考えます。今のままでは、あの素晴らしい庭園も、じきに朽ち果ててしまいます。また、ほかの用途使用などで転売されるかもしれません。そうならないよう、早期に取得を検討されてはいかがでしょうか。

私は、将来的に老若男女が集えるように資料館、展示館、公園が一体となる面的な整備を、今、早期に行うことが必要かと思いますが、どのような構想をお持ちなのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の（仮称）花火伝統文化継承資料館の開館についてであります。はじめに、開館日につきましては、2月27日の定例記者会見において、愛称の発表に合わせお知らせしたとおり、6月上旬の建物の引き渡しから約1カ月半の準備期間を経て8月5日に行う予定であります。

準備期間中は、現在、仙北中学校旧合宿所に保管されている約1万4千点の資料の移動及び整理、新たに必要となる備品の搬入、3階の常設展及び産業展示館における企画展の準備、職員の機器操作研修及び来館者への案内研修などを予定しており、短期間ではありますが開館に向け万全な体制を整えてまいります。

また、プレオープンにつきましては、資料の提供や展示物の製作にあたり多大なるご支援、ご協力をいただきました花火関係者、近隣住民及び報道関係者等を対象に実施したいと考えております。

次に、（仮称）花火伝統文化継承資料館等整備事業の経緯を申し上げますと、平成26年3月に策定した「大仙市花火産業構想第1期」における「施策1 花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」における主要施策として位置付け、平成27年度に基本設計、28年度に実施設計を行い、29年5月に着工しております。

本事業については、平成28年1月に、県から「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の対象事業として事業計画の確認を受けるとともに、同12月には「社会資本整備総合交付金」の対象事業として国土交通省へ「花火の小路整備事業」及び「案内サイン設置事業」を含む「大仙市大曲大町地区都市再生整備計画」を提出しており、国・県の支援を受けながら事業を実施しているものであります。

また、基本設計及び実施設計にあたっては、花火伝統文化継承プロジェクトをはじめとする民間団体等の意見を可能な限り反映しながら作業を進めるとともに、議会に対しましては、設計業務期間中に常任委員会所管事務調査及び議員全員協議会などでご説明申し上げ、ご意見を頂戴してきたところであります。

本資料館周辺的环境整備につきましては、多くの方々に親しまれ、繰り返し訪れていただく上で重要なものと考えておりますが、これまで国・県、市議会をはじめ多くの関係者のご理解とご支援のもと推進してきた本資料館整備に係る事業計画であることを踏まえ、まずは計画されている事業を着実に実施してまいります。議員からご提案の近隣敷地を購入する構想につきましては、現在の計画には盛り込まれておりませんが、その

可能性などについて今後調査・検討してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） 次に、台湾新北市との姉妹都市締結についてであります。

昨年第2回定例会でもお伺いしましたが、台湾新北市との姉妹締結について、今一度お伺いいたします。

今年1月、仙北市の田沢湖と台湾高雄市の澄清湖が1987年に姉妹湖の契りを交わしてから30年ということで、約100人がチャーター機で訪台されたということですが、その中には大仙市の老松市長、茂木議長、美郷町の松田町長さんも同行されたと伺っております。

今回は、高雄市の三越デパートで秋田県が秋田観光物産展を行うということもあったようで、姉妹湖30周年の記念式典及び祝賀会、さらには物産展と大盛況だったとお聞きしました。その後、人口約400万人の大都市である新北市訪問の際は、わざわざ副市長さんがお迎えしてくださったと伺いました。

大曲青年会議所と中和国際青年商會が交流を始めてから来年が30周年となります。両会の民間交流が行政間の交流に発展し、今、実を結ぼうとしております。行政間が形で結ばれることによって、それは必ず民間交流に好影響を与え、インバウンドや経済交流に発展していくものと考えます。今がチャンスではないでしょうか。近隣の仙北市、美郷町はもとより、秋田県と同じベクトルを向いて一緒に国際交流できる、またとない機会だと思います。

先方は大都市でありますので、こちらからアクションを起こさなければ発展していきません。平成30年度内にアクションを起こし、先方の結果待ちとなりますが、平成31年度に姉妹締結調印となればと思います。7日には来日中の中和国際青年商會の皆様が老松市長を表敬訪問され、その後、市長、議長、さらには大仙市・仙北市・美郷町の観光系の部署の皆様との懇親会が行われるようです。私は、是非老松市長には、新北市との姉妹都市締結の決断を早期にさせていただき、それに向けた行動を起こしていただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の台湾新北市との姉妹都市締結についてお答え申し上げます。

市では、台湾、タイ、韓国での旅行商品造成商談会への参加や海外旅行エージェントの招へい、観光PR映像による情報発信、観光施設等における環境整備など、積極的にインバウンド誘客の推進に取り組んでおり、この中で台湾新北市との交流は非常に重要な要素の一つであると認識しております。

ご承知のとおり、大曲青年会議所と台湾新北市の中和国際青年商会は、29年前に姉妹協定を締結して以来、毎年相互交流を重ねて絆を深めてきております。

本年1月には、「台湾トップセールスプロモーション」として、私をはじめ仙北市長、美郷町長、3市町の議会議長など関係者が訪問し、台北市、高雄市、新北市への表敬訪問も実施しております。

新北市では、副市長から観光と文化等の交流について、両地域の相互発展につながる様々な形の交流をしていきたいとの提案をいただいております。

姉妹都市締結につきましては、新北市は人口400万人、面積2,000km<sup>2</sup>に及ぶ大都市でありますので、実現可能な交流の要素として青少年交流や学校交流、経済団体同士による経済交流などが考えられますが、行政間の友好関係構築に向けて新北市と検討・協議をしてみたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい。

○19番（高橋徳久） やはり行政間の形ある交流というものが重要になってくるんだろうというふうに私は思います。民間同士での交流というのは、もうやることはやったという感が、尽きているような気もいたします。と申しますのも、西暦2000年に台湾で花火大会をあげたという時には、あえて台湾と国と言ってしまいますが、李登輝総統さんにも謁見する機会をいただいたというぐらいの交流を成し遂げてもいるわけでございます。したがって、やはりこれから民間が交流がさらに経済交流を含め盛んになっていくためには、行政間のお墨付きというのがあれば、安心して向こうの方たちもこちらの方に来られて観光するという、旅行会社というのもやりやすくなるでしょうし、こちらからもそれを踏まえてやりやすくなるのでは、お互いがやりやすい環境になるのではない

かというふうに私は思っております。正直申し上げて、今度は地域と言いますが、国交のない地域ということもありますので、それに対するいろんな弊害というものもおありになるのかもしれませんが、ただ、あそこの地域の皆さんと交流することによって、何の私は得だらけで、損得で言えば損はあまりないというふうに感じております。是非とも前向きに検討され、実施されますよう心から要望をさせていただきたいと思っております。その辺について今一度お伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げます。

今ご指摘がありましたように、姉妹都市交流につきましては、自治体が行う国際交流を推進する上で最も典型的な大事な手法の一つだというふうに思っております。住民の皆さんが参加できる機会も多いというようなこと、それから、国際交流施策の、そういったことで国際交流施策の中核として位置付けられているというふうに認識しております。そんな関係で、今、新北市との、d何と言いますか、交流については、積極的な思いを持っておりますが、ちなみに少し例をお話させていただきますと、日本の自治体で台湾新北市と友好提携している自治体ということで、私が調べたところ四つありましたけれども、まず三重県、新北市と観光についての交流協力に関する協定を結んでいるということです。それから岐阜市、これは観光推進協力宣言を行っているということで、これも観光の面ということになると思います。それから北海道釧路管内の白糠町は、新北市の一つの区であります烏来区と、ここは友好交流提携を結んでいると、いわゆる姉妹都市に準ずるものだと思います。それから、神奈川県が、新北市とは災害に関する相互応援協定、それから高校生の相互交流推進に関する協定ということで、いろんな姉妹都市だけじゃなくて特別な部門、分野をもって交流を推進すると言いますか、そういう協定もありますので、いろんな選択肢と言いますか、向こうのお話も伺いながら、できる提携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「ありません。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） これにて19番高橋徳久君の質問を終わります。

【19番 高橋徳久議員 降壇】

---

○議長（茂木 隆） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。  
ご苦勞様でした。

午後 1時34分 散 会

